

フューチャーベンチャーキャピタル株式会社

定 款

平成10年	9月	4日	作 成	平成20年	3月13日	一部改正
平成10年	9月	7日	公証人認証	平成20年	6月25日	一部改正
平成10年	9月11日		会社設立	平成21年	6月25日	一部改正
平成11年	9月14日		一部改正	平成22年	6月30日	一部改正
平成12年	5月11日		一部改正	平成23年	6月23日	一部改正
平成12年	11月20日		一部改正	平成25年	10月 1日	一部改正
平成13年	11月28日		一部改正	平成26年	6月19日	一部改正
平成14年	11月27日		一部改正	平成27年	6月18日	一部改正
平成15年	11月26日		一部改正	平成28年	6月23日	一部改正
平成17年	11月25日		一部改正	平成29年	6月29日	一部改正
平成18年	6月29日		一部改正	2023年	2月16日	一部改正

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、フューチャーベンチャーキャピタル株式会社と称し、英文では、Future Venture Capital Co., Ltd. と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ベンチャー企業に対する投資
2. 有価証券の取得および保有
3. 投資事業組合財産の管理および運用
4. 会社の合併並びに技術・販売・製造・企画等の業務提携の仲介
5. 経営コンサルタント業
6. 投資助言・代理業
7. 金融業
8. 生命保険の募集並びに損害保険代理業
9. セミナー、講演会の企画、運営及び講師派遣
10. 企業の人事、総務、経理事務の受託及びこれらのコンサルタント業務
11. 不動産賃貸業
12. 広告業及び広告代理業
13. 前号各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を京都市に置くものとする。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって、電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1, 800万株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己の株式の取得)

第9条 当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の監査等委員である取締役を除く取締役は、8名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 監査等委員である取締役を除く取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第24条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(代表取締役及び役付取締役)

第27条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議に基づき会社の業務を執行する。

3. 取締役会は、その決議により取締役社長1名を選定し、又必要に応じ、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、及び常務取締役を選定することができる。

(取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

2. 第23条の決議があったとみなされる事項の内容及びその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によってこれを定める。

(取締役の責任免除)

第31条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、業務執行取締役等であるものを除く取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規則)

第33条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第34条 会計監査人は、株主総会の決議において選任する。

(会計監査人の任期)

第35条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第36条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第37条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2. 前項のほか基準日を定めて剰余金を配当することができる。

(中間配当)

第39条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2. 未払いの配当財産には利息をつけない。

附則（監査役の責任免除に関する経過措置）

当社は、第18回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。